

指導官制度に関する要綱の制定について（例規通達）

令和 8 年 3 月 27 日

本部（警務）第18号

指導官制度に関する要綱を別添のとおり制定し、令和 8 年 4 月 1 日から実施することとしたので、効果的な運営に努められたい。

なお、指導官制度に関する要綱の制定について（平成12年 3 月 23 日付け本部（警務）第26号）は、廃止する。

別添

指導官制度に関する要綱

第 1 趣旨

この要綱は、適正かつ効率的な組織運営及び適正捜査の推進のため、庶務担当課（警務部警務課を除く。）に設置する指導官の運用に関して必要な事項を定めるものとする。

第 2 適正捜査指導官及び指導官

- 1 刑事部庶務担当課に適正捜査指導官を、生活安全部、地域部、交通部及び警備部庶務担当課に指導官を置く。
- 2 適正捜査指導官及び指導官の設置所属及び名称は、次のとおりとする。

所	属	名 称
生活安全部	生活安全企画課	生活安全指導官
地 域 部	地 域 課	地 域 指 導 官
刑 事 部	刑 事 総 務 課	適正捜査指導官
交 通 部	交 通 企 画 課	交 通 指 導 官
警 備 部	警 備 第 一 課	警 備 指 導 官

第 3 適正捜査指導官の職務

適正捜査指導官は、刑事部における第 4 に掲げる指導官の職務を行うほか、適正捜査を推進するための指導及び教養の司令塔として、次の職務を行うものとする。

- 1 適正捜査を徹底するための指導及び教養等の総括に関すること。
- 2 捜査幹部に対する助言に関すること。
- 3 各部指導官、各部における捜査に関する相談及び意見等の窓口として指定された者（以下「指導官等」という。）及び捜査幹部に対する適正捜査に係る助言に関すること。
- 4 適正捜査に係る他部門との連携に関すること。

第 4 指導官の職務

指導官は、所属する部の所掌事務に関して、次の職務を行うものとする。

- 1 適正かつ効率的な組織運営に関する企画、立案及び調整に関すること。
- 2 捜査関係法令等の遵守に関する指導及び教養に関すること。
- 3 各種捜査手続きに関する指導及び教養に関すること

- 4 業務上の問題点等の把握及びその改善方策の策定に関すること。
- 5 業務上取り扱う警察情報の管理に関すること。
- 6 その他特命事項に関すること。

第5 実施上の留意事項

1 現場指導の積極的实施

業務指導及び教養に関しては、努めて第一線所属に出向いて直接実施するとともに、現場の意見等を聴取するなど意見集約活動を積極的に行うものとする。

2 業務指導計画の策定

年度ごとに業務指導計画を策定するとともに、その実施結果を適宜、部長等に報告するものとする。

3 関係部門との緊密な連携

組織運営に関する企画、立案及び調整に関する事項については、組織の全体最適を図る立場で業務を進める警務部警務課と、適正捜査等業務上の指導に関する事項については警務部監察官室等と、それぞれ緊密な連携を図りながら行うものとする。

4 適正捜査指導官との協力体制

指導官等は、事件主管課及び警察署が捜査する事件のうち、各種捜査手続に関する疑義の有無など、適正捜査の観点から検討が必要なものについて、必要に応じ、適正捜査指導官に対し助言を求めるなど、協力体制を保持するものとする。

5 必要な知識の研鑽

最新の情勢の変化に鋭敏に反応し、各種指導及び教養の見直しを的確に行うため、関係法令等の必要な知識の研鑽に励むとともに、習得した新たな知見及び見識を積極的に指導及び教養等に取り入れるなど、多角的視野に立った活動を推進するものとする。

6 制度の活用

職員は、所属の枠にとらわれることなく適正捜査指導官及び指導官等との積極的連携を図り、効果的な活動の推進を図るよう努めるものとする。